

東日本大震災津波に関する要望書

～平成25年度政府予算編成等に向けて～

平成24年7月31日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

I 横断的事項

- 1 復興特区制度の柔軟な運用 2
(全省庁)
- 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等 .. 2
(復興庁)
- 3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 ... 3
(総務省・復興庁)
- 4 被災地復興のための人的支援 3
(全省庁)

II 「安全」の確保

- 5 災害廃棄物(がれき)等の処理に向けた支援 4
(環境省)
- 6 災害復旧事業の制度改善等 4
(国土交通省)
- 7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進 4
(国土交通省)
- 8 復興事業としての社会資本整備等の促進 5
(国土交通省・総務省)
- 9 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置... 6
(国土交通省・総務省)
- 10 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援 7
(国土交通省・総務省・復興庁)
- 11 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援 .. 7
(国土交通省)
- 12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 8
(経済産業省)
- 13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 8
(全省庁)

Ⅲ 「暮らし」の再建

14 被災者の生活再建に対する支援	9
(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁)	
15 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	10
(厚生労働省)	
16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	10
(厚生労働省)	
17 文教環境の復旧・復興支援	11
(文部科学省・復興庁)	

Ⅳ 「なりわい」の再生

18 農林水産業の復旧・復興支援	12
(文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)	
19 被災企業等への支援策の拡充	16
(経済産業省)	
20 「産業再生特区」等による産業集積支援	17
(復興庁・経済産業省)	
21 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築	17
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
22 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築	18
(文部科学省・国土交通省)	
23 国際リニアコライダー(ILC)の誘致	18
(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)	
24 観光復興に向けた支援策の拡充	18
(国土交通省)	

【要望項目】

省庁別要望項目	19
内閣府	19
警察庁	19
金融庁	19
消費者庁	19
復興庁	19
総務省	20
財務省	21
文部科学省	21
厚生労働省	23
農林水産省	26
経済産業省	27
国土交通省	29
環境省	31

東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から1年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（7月18日現在）で、死者4,671人、行方不明者1,210人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万4千棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、計12次にわたる補正予算を編成するとともに、昨年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成24年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、平成23年度の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」等の制定、さらには復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後も、被災地の状況に応じて予算を追加措置いただくとともに、平成25年度政府予算の概算要求に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

I 横断的事項

1 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないために、許認可事務を含め、計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図ること

2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等（復興庁）

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、復興交付金等の柔軟な制度運用について留意すること

- (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
- (2) 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、事業ごとの総交付額を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
- (3) 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業について、その趣旨を踏まえ、地方の創意工夫による復興事業が確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること
- (4) 復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、復興交付金は基幹事業として5省40事業が交付対象とされており、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること
- (5) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する

- 財政措置等について、平成 25 年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること
- (6) 被災市町村においては、現在、復旧・復興のさまざまな取組にマンパワーを重点化させているところであり、それら市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省・復興庁）

今後の復興を円滑に進めるためには、復旧から復興へと移行しつつある中で、被災地の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ることが不可欠である。

本県においては、平成 25 年度以降、県の復興実施計画に掲げる大規模な復興事業等の本格着手が見込まれるが、こうした事業等の地方負担分についても確実に財源措置を図ること

また、被災施設の再建に係る用地確保が困難等の理由により、復旧事業に着手できない事例も生じているが、こうした事業の地方負担分の算定については、被災地の実情を踏まえたものとする

さらに、昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと

4 被災地復興のための人的支援（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となる。

本県においては、任期付職員の採用、退職者の再任用制度の積極的活用や被災市町に対する職員派遣などを行っているが、復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと

Ⅱ 「安全」の確保

5 災害廃棄物（がれき）等の処理に向けた支援（環境省）

- (1) 本県の災害廃棄物は、柱材・角材が当初の推計を大きく下回る一方で、土砂分や津波堆積物などの不燃系廃棄物が著しく当初の推計を上回る見通しであることから、復興資材としての積極的な利用について技術的・財政的支援を強化すること
- (2) 復興資材として利用できない災害廃棄物、事故由来放射性物質に汚染された農林業系副産物等の放射性廃棄物が多量に発生しており、さらに除染によって廃棄物の大量発生が見込まれている。今後、既存の最終処分場で処分した場合に、その残余容量の逼迫が想定されることから、最終処分場の拡張及や新設等への財政的支援を強化すること

6 災害復旧事業の制度改善等（国土交通省）

防潮堤や水門等の大規模施設の災害復旧事業における設計変更等の要件緩和や事務手続の簡素化等の見直しを行うとともに、事業の実施にあたっては、被害状況や復興計画等を踏まえて複数年度にわたる予算執行を可能とするなど、県、市町村の意向を最大限尊重した柔軟な運用を行うこと

7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進（国土交通省）

- (1) 復興まちづくりの推進に向けて、津波復興拠点整備事業の1市町村あたり対象地区数(2地区)及び面積要件(1地区あたり20ha)の緩和など、復興事業等の更なる拡充を図るとともに、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること
また、平成23年度第3次補正予算において、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業について、地方負担分が、震災復興特別交付税により全額措置される「東日本大震災復興交付金」が創設されたが、被災地の復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じること
- (2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の復旧・復興事業についても、土地利用規制等にかかる各種手続の簡素化を図ること

(3) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

ア 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災復興特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところであるが、権利取得には多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じること

イ 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

8 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省・総務省）

(1) 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線開通すること

(2) 津波対策のための防災施設等の復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、平成27年度末までの復旧完了の見通しが示されたところであるが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図ること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠

隔操作化等について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(3) 国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最も相応しい「陸前高田市高田松原地区」に国営メモリアル公園を整備すること

9 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置（国土交通省・総務省）

(1) 直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

併せて、直轄事業の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること、又は直轄事業負担金制度を廃止すること

(2) 「復興枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」の確保等により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げ、補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(3) 道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠の拡大及び制度の継続

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、被災地域と内陸部の避難先や後方支援拠点基地等を結ぶ「復興支援道路」の整備及び三陸沿岸地域の防災拠点へのアクセス道路等である「復興関連道路」の整備を、「社会資本整備総合交付金（復興）」で採択するとともに、道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を継続すること

(4) 港湾施設の早期復旧・整備に向けた支援

広範囲かつ甚大に被災した港湾施設等の早期復旧・整備に向けて、国庫補助・社会資本整備総合交付金等の補助率の引上げ、社会資本整備総合交付金（復興）の対象事業の拡充、交付税措置による地方負担の軽減を図ること

10 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援（国土交通省・総務省・復興庁）

J R山田線・大船渡線及び三陸鉄道は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の、特に交通弱者である高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であるとともに、観光路線として、欠かすことができない貴重な交通手段となっていることから、一体的に整備すること

(1) J R線の復旧に係る支援制度の創設及び特例措置の実施

J R山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道(株)の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること

また、市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間引き続き、財政支援措置（国庫補助、県及び市町村負担に対する震災復興特別交付税措置）を講じること

11 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省）

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、平成23年5月からF D A（フジドリームエアラインズ）によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、引き続き、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（経済産業省）

東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化していることから、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むこと

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・北東北地域への再生可能エネルギーの導入に向けて、電気事業者間の電力融通や周波数の異なる 50/60 ヘルツ間の融通拡大などの全国的な電力系統の一体的運用の推進を図るとともに、大量導入の際に送電容量不足等により電力系統への接続ができないなどの事態を回避するため、電力系統の増強のための支援措置を講ずること
- (2) 災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、非常時において地域内での需給バランスの確保を確立するための技術検証や非常時における送配電網の活用を可能とするよう、送配電部門の中立性確保など、電力制度の抜本的な改革を行うとともに、体制整備に必要な財政支援措置を講ずること
- (3) 現在、見直しを検討されているエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱とし、その目標達成に向けて、更なる施策の充実を図ること

13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施すべきものであり、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講ずること
- (2) 今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うとともに、円滑な除染実施について、住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと
- (3) 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を既存施設により処理することに伴い必要となる経費や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化するとともに、必要資材の安定供給に努めること

- (4) 放射性物質により汚染され利用できなくなった農林業系副産物の処分について、焼却処理に向けた前処理や最終処分施設での処理に必要な費用の支援措置を講ずること
- (5) 国民の安全・安心の確保のため、放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (6) 具体的に生じた損害のみならず風評による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講ずること

Ⅲ 「暮らし」の再建

14 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁）

- (1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援
 - 買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと
 - さらに、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年間延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講ずること
 - また、応急仮設住宅の供与期間が1年間延長されたことに伴い、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、他の応急仮設住宅等に転居を要する場合の移転費用について災害救助費の対象とすること
- (2) 被災者生活再建支援制度の拡充
 - 広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大すること
- (3) 個人の二重債務解消に向けた支援
 - 個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を実施するため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと

また、被災住宅の再建や修繕が十分に図られるよう、被災者生活再建支援制度における支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること

(5) 災害弔慰金等の支給に係る認定基準等の設定

災害弔慰金の支給について、いわゆる「災害関連死」に係る申出が大幅に増加し、震災と死亡との関連性について判断が難しい事案が増大しているほか、災害障害見舞金の支給についても、震災に伴う精神疾患に係る事案が多くなっていることから、審査の迅速化や効率化が図られるよう、災害弔慰金等の支給に係る認定基準等を示していただきたいこと

その中で、災害弔慰金については自殺の認定基準を、災害障害見舞金については精神障害に係る認定基準も示していただきたいこと

15 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 (厚生労働省)

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業期間の延長措置を講じること

16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援 (厚生労働省)

(1) 医療施設の復旧・復興及び診療継続に対する支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするとともに、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

また、地域の医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するとともに、派遣に要する経費に対して十分な支援を行うこと

(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづくりの中で施設等を復旧するには期間を要することが見込まれることから、補助事業の実施期間の延長や津波被害に伴う施設の移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営等に従事する介護職員等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

(3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

17 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省・復興庁）

(1) 学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転復旧する必要がある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないように、適切な財政支援措置を講じること

また、公立社会教育施設の災害復旧にかかる財政支援措置を継続して実施すること

併せて、原形復旧に当たらない防災機能の強化、及び震災に起因する学校統合のための新築については、復興交付金制度等を継続して活用できるようにするとともに、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、当該制度等を活用できるようにすること

(2) 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を継続すること

(3) 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくために、引き続き各学校の取組推進に要する経費の財政支援を継続すること

(4) 教職員の確保等

児童生徒数の変動に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の中・長期的な加配措置を継続して講じること

(5) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充すること

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

IV 「なりわい」の再生

18 農林水産業の復旧・復興支援（文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再生

(ア) 生産量の回復など水産業の早期復興を図るため、地域に必要な施設等を確実に整備できるよう、現行の高率補助による支援を継続すること

(イ) 水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、若青年漁業者の育成や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続、強化すること

(ウ) 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと

- (エ) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援すること
- (オ) 漁業生産の再開には、漁船や漁業資材の早期確保が重要であることから、造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけること

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

- (ア) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること
- (イ) 災害復旧事業について、事業期間の延長など更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること

ウ 水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、国等の関係機関による技術者等の派遣を継続するとともに、その増員を図ること

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- (ア) 災害復旧事業における計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定等の事務手続きの簡素化を図ること
- (イ) 農地海岸保全施設の復旧に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用を全額補助対象とすること

イ 復興のモデルとなる園芸団地への支援

園芸のモデル団地形成に取り組むために必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を確保すること

ウ 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必

要であることから、その調整に向けた支援を継続すること

(3) 防潮林等の復旧・整備

ア 防潮林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林組合の機能回復等への支援

森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応

ア 畜産農家の経営安定対策等

(ア) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(イ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

(ウ) 放射性物質による牧草地の汚染に伴い、必要となる代替飼料を十分に確保すること

(エ) 牧草地の除染を早期に実施するため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置を継続すること

(オ) 放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた一時保管と併せて減容化などの前処理を行う施設を整備すること

イ 原木しいたけ生産者の経営安定対策

(ア) 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策を講じること

(イ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ

原木等の処分に要する経費、きのこ原木の確保と新規ホダ木造成に要する経費について、複数年度にわたる全面的な支援を行うこと

(ウ) 安全・安心な原木しいたけを市場に提供していくための全戸検査等、検査実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと

(エ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の管理・処分方法を早期に提示すること

(オ) 出荷制限及び出荷自粛の対象となっていない地域で生産された原木しいたけについても、市場に出荷できない状況等にあることから、この地域に係る損害賠償についても、出荷制限及び出荷自粛の対象地域と同様の内容により賠償するよう、東京電力㈱に対して指導すること

ウ 水産物被害等への対応

(ア) 沿岸地域の焼却施設は災害廃棄物処理等で処理能力に余裕がなく、出荷制限の対象となった水産物の処分が困難なことから、国において処分の受入先をあっせんするとともに、処分に要する経費について全面的な支援を行うこと

(イ) 検査実施に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと

エ 風評被害の防止等

(ア) 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性について、正確な情報提供やPR活動を行うこと

(イ) 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと

オ 放射性物質の影響防止対策

(ア) 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術を早期に確立すること

(イ) 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算を確保すること

カ 農家等に対する損害賠償の確実な実施

(ア) 原子力損害の判定等に関する中間指針において、本県産の農林水産物を風評被害として賠償対象となる品目に追加するとともに

に、放射性物質の吸収抑制対策についても賠償対象に加えること

- (イ) 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償が迅速かつ十分に行われるよう、東京電力㈱に対して指導すること
- (ウ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農家等の負担が生じることのないよう措置すること

19 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、昨年末をもって被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成25年度以降も引き続き継続して事業実施することや相当期間の繰越を認めること

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、地域の基幹産業や、雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な要件とされ、小規模事業者が採択され難い状況にあることから、当該補助事業の要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

(3) 仮設施設整備事業の予算の確保

市町村によっては用地が確保できず、中小企業基盤整備機構に仮設施設整備を申請できない場合があり、これに伴い希望してもまだ仮設施設に入居できない事業者がいることから、必要となる予算を確保すること

20 「産業再生特区」等による産業集積支援（復興庁・経済産業省）

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講じること

(1) 産業再生特区による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した産業再生特区について、産業集積区域及び業種の追加にあたっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること

(2) 企業立地に対する支援

被災地間における産業復興の格差が拡大しないよう、新規立地に対する「ふくしま産業復興企業立地補助金」のような被災地向け補助制度の創設、「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」の対象地域の拡大、産業再生特区区域における「国内立地推進事業費補助金」の要件緩和、補助率の引き上げ、補助対象の拡大及び税制の特例措置の拡大など、企業立地の促進に向けて一層のインセンティブになるような措置を講ずること

また、浸水区域における工業用地の安全対策、高台での新たな工業用地造成及び工業用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること

21 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の速やかな復旧について国が全面的な支援を行うとと

もに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能や実証試験機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

22 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築 (文部科学省・国土交通省)

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点を国が整備すること

23 国際リニアコライダー（ILC）の誘致 (文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)

震災からの真の復興のためには、震災前の状態に戻すだけでなく、東北、そして日本復興の象徴となる取組が求められるが、本県の北上山地が有力な候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが真の復興につながることから、ILCの東北誘致を国として正式決定するとともに、誘致に向け必要な調査費を措置すること

24 観光復興に向けた支援策の拡充（国土交通省）

震災や放射性物質による風評の払しょくに向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備など、総合的な支援措置を講じること

【要望項目】～省庁別要望事項～

【内閣府】

- 1 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援
- 2 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 3 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備
- 4 地域防災力向上支援補助事業について、孤立地域以外の避難所、防災拠点への衛星携帯電話の配備や、通話料等に係る経費など、国庫補助対象となる範囲の拡大
- 5 避難場所への階段等の整備や避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援
- 6 国際科学技術研究拠点の形成に係る、復興に向けた国家プロジェクトとしての加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備

【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員に伴う財政措置
- 2 治安基盤施設の復旧に係る経費について、建築費のほか、用地取得費、設計費等の関連経費についても国庫補助対象となるよう範囲を拡大
- 3 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置
- 4 警察の災害警備活動に要する経費への支援

【金融庁】

- 1 個人の二重債務解消に向けた支援
個人の住宅ローン等に係る二重債務問題について、早期解決に向けて積極的な支援を行うこと

【消費者庁】

- 1 被災者の生活再建相談に係る専門家派遣の継続

【復興庁】

- 1 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等
 - (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
 - (2) 事業ごとの総交付額を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
 - (3) 効果促進事業について、その趣旨を踏まえ、地方の創意工夫による復興事業が確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること
 - (4) 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること
 - (5) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、平成25年度以降も、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること
 - (6) 被災市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

【総務省】

1 被災団体に対する財源措置等の充実

(1) 庁公舎、備品等の整備に係る財政措置について

旧市町村単位等に設置されている支所・出張所の被災に係る復旧に対して財政措置を講じること

(2) 将来の本庁舎、支所庁舎建設費用に対する財源措置を講じること

(3) 津波浸水被害により、公営企業（水道事業、下水道事業）の収支が、長期間にわたって悪化することが見込まれることから、使用料の減免・減収に伴う市町村負担分について、地方交付税措置を講じること

(4) 復旧・復興関係の大規模事業実施に伴う前金払いの増等により、資金繰りが逼迫するおそれがあることから、市町村の資金需要に応じ、普通交付税の繰上交付、特別交付税及び震災復興特別交付税の特例交付等の措置を講じること

(5) 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入経費に係る震災復興特別交付税措置を、派遣期間中継続すること

(6) 被災地方公共団体における条例による地方税、使用料・手数料等の減免額及び地方税法の改正等に伴う地方税の減収額に対する震災復興特別交付税措置を当分の間、継続すること

(7) 補助対象外となった事業に係る査定設計委託費が多額に上っていることから、震災復興特別交付税措置を講じること。

(8) 単独事業として実施する震災関連事業費について、単独災害復旧事業費と同様に、震災復興特別交付税の算定対象とすること。

(9) 市町村が実施する放射性物質の検査、検査機器等の整備に要する経費の地方負担分について、震災復興特別交付税の算定対象とすること。

2 三陸鉄道の復旧支援

(1) 三陸鉄道の全線復旧は、平成 26 年 4 月を予定しており、それまでの間引き続き、国庫補助に係る地方自治体負担全額について、震災復興特別交付税による財政支援措置を講じること

(2) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対する県及び市町村負担について、地方交付税措置を講じること

3 一部事務組合で共同処理している市町村の非常勤職員の公務災害補償について、東日本大震災に伴う想定外の多額の費用に充てる、該当市町村の特別負担額や引き上げられる構成市町村の一般負担額等に対する特別交付税による措置（将来負担見込み分も含め平成 24 年度分で一括措置）

4 甚大な被害を受けた公共施設等を合併特例事業として建設した場合の元利償還金の交付税措置の拡充（現在の 70%から災害復旧債並みの 95%に引き上げ）

5 被災地のコミュニティ再生・活性化に向けた地域づくり活動や集会所（災害復旧の対象となる公民館等を除く全壊地域の仮設集会所、コミュニティセンター、自治会集会所等）の修繕・整備等に対する財政支援

6 被災地の通信手段確保への支援

被災者は、来年度以降も仮設住宅で生活する見込みであることから、被災地の仮設住宅等においてインターネット等の通信手段確保のための無線システム（衛星通信システムや小型の固定無線システム）を次年度以降も継続して国による全面的な支援を講じること

7 AM・FMラジオの難聴の解消及びコミュニティ放送局の設立等への支援

今回の震災では、停電中、被災者が一番入手したい最新情報等を提供したのがAM・FMラジオであり、停電時でも使用できる「災害時のメディア」として改めて注目されたところであるが、県内では、未だAM・FMラジオの難聴地域があることから、災害時において情報収集手段が確保できるよう、AM・FMラジオの難聴を解消するための国による支援を講じること

また、今回の震災における臨時災害用FM放送局の開局を契機として、コミュニティ放送局を設立しようとする動きがあることから、コミュニティ放送局の設立等に対する国に

よる支援を講じること

8 被災地における地上デジタルテレビ放送の受信環境整備への支援

今後、住民が、東日本大震災津波に起因して住居を地上デジタルテレビ放送が受信できない高台等に移転した場合、受信環境整備に係る必要な経費に対して国による全面的な支援を講じること

また、流出・半壊した既設共聴施設で国費支援を受けて速やかに新設・改修した場合に、工事完了後に戻られる世帯の初期費用（加入費＋接続工事費）に対して次年度以降の国による全面的な支援を講じること

9 被災地のICTを活用した復興への支援

被災市町村等が復興計画等に基づいて実施するICTを活用した復興事業に対する国による支援制度の拡充と次年度以降の継続支援を講じること

10 国庫補助金返納の免除

仮設住宅における光ファイバー等の情報通信基盤について、仮設住宅の撤去の際に、市町村が仮設住宅に設置した情報通信関係設備等を併せて撤去する場合の国庫補助金の返還の免除

11 消防関係

(1) 消防救急無線のデジタル化に係る市町村負担の更なる軽減

(2) 消防団の通信手段確保のための更なる財政支援

(3) 被災地で活動する消防団員の出動手当等への更なる財政支援

(4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うために「被災者支援システム（仮称）」を導入する経費に対する財政支援。

(5) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について平成25年度以降も引き続き財政支援

(6) 消防防災施設災害復旧費補助金について、地域の実態に即した機能を確保することができるよう、被災庁舎等の規模を上回る庁舎等建設を可能とする補助要件の緩和

(7) 広域防災拠点を地方が整備する場合の財政支援

(8) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援

(9) 避難環境の整備に対する国による全面的な財政支援

【財務省】

1 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資

【文部科学省】

1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の対象の拡大

(1) 現在補助対象とされていない教育研修施設や文化・体育施設等も補助対象とすること

(2) 新築移転する必要がある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないように、適切な財政支援措置を講じること

2 被災した幼児児童生徒の就学に対する支援

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続実施すること

3 高校授業料無償化の継続・拡充について

(1) 高校授業料の無償化については、被災地生徒の就学支援及び保護者の財政的支援の観点からも現行制度を継続するとともに、公立高等学校授業料不徴収交付金の拡充を図ること

(2) 高等学校等就学支援金については、平成22年度税制改正による扶養控除見直しの影響を最小限に止めること

(3) また、平成24年6月に、高等学校等就学支援金の加算支給の新基準が急遽示されたが、教育の経済的負担の軽減を図るといふ制度趣旨が後退することがないよう措置する

- こと
- 4 被災地における交流・体験施設の整備等

被災によって親を失った児童生徒を含む被災地の子どもたちが、交流・体験活動等を行うなど、子どもたちの健やかな成長を長期的な支援を行う施設が必要であることから、その整備及び管理運営に要する経費への財政支援
 - 5 教職員の確保等

被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の中・長期的な加配措置の継続
 - 6 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する継続的な全面的財政支援
 - 7 被災した高校生及び大学生等を対象とした給付型の奨学金制度の創設
 - 8 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
 - 9 復興事業に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援の拡充
 - 10 被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金に係る国庫負担率を3分の1から全額負担に拡充
 - 11 教員と共に児童生徒の学習面や生活面の諸課題に対応する人材が必要であることから、退職教員や教員免許を有しない経験豊かな社会人等を非常勤職員等として配置する場合に必要な経費に対する財政支援
 - 12 被災により心にダメージを受けた児童生徒に対する支援

被災した幼児児童生徒の心のサポートを行うために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費への全面的な財政支援を継続すること
 - 13 防災教育等を含めた復興教育の取組への支援

実践事例の収集・紹介や地域住民・他地域の学校との交流などの復興教育を展開するために必要な経費に対する財政支援を継続すること
 - 14 大学入試センター試験について
 - (1) 大学入試センター試験については、平成24年度試験に引き続き、当面の間、岩手県立釜石高校及び岩手県立大船渡高校を会場として実施すること
 - (2) 大学入試センター試験の検定料について、平成24年度試験に引き続き、当面の間、被災した生徒については全額免除を継続すること
 - 15 芸術文化活動への支援

被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等を措置すること
 - 16 学習の成果を生かした地域づくりの推進を目的としている全国生涯学習ネットワークフォーラムについては、今後、被災地において状況を勘案しつつ復興のシンボルとして開催できるよう、継続して実施すること
 - 17 国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること
 - 18 日本私立学校振興・共済事業団既往融資資金の免除又は猶予等
 - 19 被災した高等教育機関等の再建

国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
 - 20 公立大学法人による被災学生への授業料等減免に対する財源措置

公立大学法人が被災学生に対する授業料等の減免を行った場合、県が追加交付する運営費交付金について、平成25年度以降も財源措置を講ずること
 - 21 国際科学技術研究拠点の形成
 - (1) 防災に関する学術的・実践的な研究等を総合的に推進するため国際的防災研究拠点の整備
 - (2) 海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点の整備

- (3) 加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備
- 22 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) 三陸をフィールドとする再生可能エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
 - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した海洋エネルギー等の研究開発の推進
- 23 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
 - (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
 - (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
 - (3) JST 復興促進センターによる被災地発の科学技術イノベーション創出と科学技術振興を通じた復興支援
- 24 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等

空間線量率、降水物、水道水、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、これらの安全基準等の制定と統一的な運用、測定結果・評価結果の速やかな公表、国民への丁寧な説明について、国の責任による確実な実施
- 26 広域での航空機モニタリング調査の継続実施

森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査の定期的な実施
- 27 全国のモニタリングポストの統一運用

自治体が独自に整備した分を含む、全国に設置されているモニタリングポストに係る、国による一元的な測定結果の収集・公表システムの整備とリアルタイムでの運営
- 28 放射線検出問題に対する学校等への支援
 - (1) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた対応について、放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴う、指定地域と指定地域外における対応方法について具体的に明示するとともに、除染等に要する経費については、局所的に線量が高い箇所にかかるものも含め、全面的な財政支援を行うこと
 - (2) 県内学校で十分モニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメーター、積算線量計）の配備及び体制の整備に係る支援
 - (3) 安全・安心な学校給食を提供できるよう、各給食実施者（県、市町村教育委員会）が行う学校給食食材の放射線量を測定する機器の導入等検査体制の整備及び検査運営に要する経費に対し、全面的な財政支援を行うこと
 - (4) 平成 23 年度学校給食検査設備整備費補助金で整備した測定機器等により、学校給食食材の事前測定を行っているところであるが、平成 24 年度は学校給食のモニタリング事業の委託を受け、提供後給食食材の測定を通じてこうした事前のスクリーニングの実効性等を検証し、今後の必要な取組等を検討することとしている

学校給食の安全性を確保していくことは重要であることから、引き続き学校給食モニタリング事業を委託事業として予算化を図ること
- 29 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 30 原子力損害の判定等に関する中間指針において、本県産の農林水産物を風評被害として賠償対象となる品目に追加するとともに、放射性物質の吸収抑制対策についても賠償対象に加えること

【厚生労働省】

- 1 医療施設の復旧・復興及び診療継続に対する支援について

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るとともに、柔軟な活用ができる取扱いとすることなど、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

- 2 被災地の中核病院に対する医師等の派遣支援について
地域の中核的な医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するための仕組みを構築するとともに、派遣に要する経費の支援を行うこと
- 3 災害拠点病院における備蓄の充実について
災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院において、燃料不足等による物流の停滞があっても医療提供体制を維持できるよう、必要な医薬品、食料品や医療資器材等の備蓄に対し、十分な財政支援を講じること
- 4 災害派遣医療制度の充実について
DMATの派遣に要する経費に対する国庫補助について、災害救助法が適用されない場合の対象経費を同法が適用される場合と同等に拡充すること
また、装備機器の高度化等に対して十分な財政措置を講じること
- 5 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）の期間の延長について
東日本大震災津波の被災者は応急仮設住宅等での生活の長期化、生活環境の変化等による健康状態の悪化が危惧されるところであり、被災者の健康支援対策についても中長期的な取組が必要となることから、基金の設置期間を延長すること
- 6 被災児童のこころのケアや生活支援の充実について
被災児童に対するこころのケアや保護者及び養育者等に対する相談支援の継続的な取組ができるよう、安心こども基金等による長期間にわたる財政支援を行うこと
- 7 母子寡婦福祉資金貸付制度の拡充について
被災により配偶者を失い、経済的に困窮する父子家庭が増加したことから、父子家庭も貸付対象とするとともに、被災したひとり親家庭の負担を軽減するため、全ての貸付を無利子とすること
- 8 安心こども基金（保育所緊急整備事業）の恒久化について
被災地の復興に向けた保育所整備には相当期間を要し、今年度中の事業実施が困難であることから、保育所整備等の助成事業を平成 25 年度以降も実施できるよう、安心こども基金（保育所緊急整備事業）を恒久的な制度とし、安定した財源の確保を図ること
- 9 放課後児童クラブの指導員増員に係る支援の充実について
東日本大震災津波の被災児童に対しては、きめ細かな対応が長期にわたり必要となることから、放課後児童クラブの指導員を増員できるよう全額国庫負担による加算を行うこと
- 10 児童相談所の職員配置に係る支援の充実について
児童相談所においては、通常業務に加え、被災孤児や遺児の養育環境の確保並びにこころのケアについて、長期間の支援が必要であるが、現行体制では、職員負担が極めて過重であることから、児童福祉司や児童心理司の職員配置の増員が可能となるよう、財政措置を講ずること
- 11 高等技能訓練促進費等事業の拡充について
東日本大震災津波により、ひとり親家庭が増加し、さらには就労先の多くが失われたことから、支給対象を父子家庭まで拡大するとともに、平成 24 年度から減額された支給額を従前どおりの額とすること
- 12 社会福祉施設等の復旧に対する手厚い支援について
災害復旧補助について国庫補助協議の期限及び補助事業の実施期間を延長できるようにするとともに、「原形復旧」の原則を柔軟に適用するなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること
- 13 被災者に対する心身障害者扶養共済制度の掛金の減免措置に対する財政支援について
被災した心身障害者扶養共済制度加入者の経済的な負担軽減を図るため、本県では独自に掛金の減免措置を講じたところであるが、心身障害者扶養共済制度は全国共通の制度であり、掛金の減免措置により生じる県負担に対して、全額国庫負担による財政支援を行うこと
- 14 障害者自立支援対策臨時特例基金の期間の延長及び積み増しについて
被災者に対するこころのケアや、被災地における障がい者の自立した地域生活への支援、

障がい福祉サービス事業所の安定した運営に向けた支援には、中長期的な取組が必要であることから、これらに係る財源として、基金の設置期間を延長するとともに基金の積み増しを行うこと

- 15 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する手厚い支援について
失業給付終了等に伴い、需要の増加が見込まれる生活福祉資金の貸付原資に対する全額国庫負担を継続するとともに、貸付及び償還事務の増大に伴う人件費や事務費に対する財政的な支援を継続して行うこと
- 16 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の期間の延長及び積み増しについて
被災者の生活再建に向けたコミュニティの復興支援や生活支援相談員による相談支援、生活福祉資金の貸付、住居を失った離職者の住宅確保、低所得世帯への就労支援等の取組については、平成 25 年度以降も継続して中長期的に取組む必要があることから、基金の設置期間を延長するとともに、基金の積み増しを行うこと
- 17 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援について
地域や介護保険施設等において、要援護者に対する十分な介護等サービスの提供体制を確保し、被災地の被害状況に対応した継続的かつきめ細やかなケアを行うため、介護等サービスに従事する職員の派遣について継続的な支援を行うこと
- 18 被災した介護保険施設等の入所者受入れに係る特例措置の継続について
多くの介護保険施設及び老人福祉施設等が壊滅的な被害を受け、未だ全ての施設等が復旧していないことから、被災者の受入れ施設における定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を当分の間継続すること
- 19 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間の延長と積み増しについて
震災の影響により中断した当基金事業を実施するとともに、現在、被災地で展開している被災者支援等の各種取組みを継続して実施していくため、基金の設置期間の延長と積み増しを行うこと
- 20 被災者に対する介護保険料及び利用料（利用者負担）の減免措置に対する財政支援の継続について
被災地においては未だ雇用等が確保されず経済的基盤を失ったままの被災者がおり、介護保険料及び利用料の支払いが困難になる被災者が多数にのぼると見込まれることから、各保険者が減免措置を継続することができるよう、国の財政支援を当分の間継続すること
- 21 被災市町村国保の保険料（税）の収入減少分についての十分な財政措置及び保険料（税）・一部負担金減免期間の延長について
このたびの震災による被保険者の所得減や資産の減少に伴う保険料（税）の減収について十分な財政補てんを講じるとともに、保険料（税）及び一部負担金の減免期間の延長を図ること
- 22 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い支援
（具体例）買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費／応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備（ベンチ、プランター、遊具等）
- 23 災害救助法に係る事務処理の簡素化
- 24 応急仮設住宅及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の建設に係る全面的な財政措置
- 25 災害救助法に係る応急修理制度の所得制限の撤廃
- 26 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 27 地域の雇用維持・拡大に繋がる支援の拡充
 - (1) 事業復興型雇用創出事業の要件緩和
平成 23 年 3 月 11 日以降に雇用されたすべての者が対象となるよう再雇用者の制限の廃止及び雇用時期の要件の緩和と事業着手時期の延長
 - (2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金による事業期間の延長（震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長等）
- 28 被災した認定職業訓練施設復旧のための来年度以降の財政支援の継続実施

- 29 被災した市街地・集落の復興（区画整理、集団移転等）に対応した水道施設整備への国庫補助制度の適用及び手厚い特定補助率の適用
- 30 災害弔慰金等の支給に係る認定基準等の設定
災害弔慰金等の支給に係る認定基準等を示すこと

【農林水産省】

1 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

(1) 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- ① 生産量の回復など水産業の早期復興を図るため、地域に必要な施設等を確実に整備できるように、現行の高率補助による支援を継続すること
- ② 水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、若青年漁業者の育成や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続、強化すること
- ③ 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと
- ④ 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援すること
- ⑤ 漁業生産の再開には、漁船や漁業資材の早期確保が重要であることから、造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけること

(2) 漁港等の復旧・整備

- ① 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること
- ② 災害復旧事業について、事業期間の延長など更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること
- ③ 海岸保全施設の設計に係る波圧式や粘り強い構造の明確化など設計基準等の早急な見直しを行うこと

(3) 水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、国等の関係機関による技術者等の派遣を継続するとともに、その増員を図ること

2 農業・農村の復旧・復興支援

(1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- ① 災害復旧事業における計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定等の事務手続きの簡素化を図ること
- ② 農地海岸保全施設の復旧に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用を全額補助対象とすること

(2) 復興のモデルとなる園芸団地への支援

園芸のモデル団地形成に取り組むために必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を確保すること

(3) 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、その調整に向けた支援を継続すること

3 防潮林等の復旧・整備

(1) 防潮林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

- (2) 森林組合の機能回復等への支援
森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと
- 4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消
被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること
- 5 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応
 - (1) 畜産農家の経営安定対策等
 - ① 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること
 - ② 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと
 - ③ 放射性物質による牧草地の汚染に伴い、必要となる代替飼料を十分に確保すること
 - ④ 牧草地の除染を早期に実施するため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置を継続すること
 - ⑤ 放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた一時保管と併せて減容化などの前処理を行う保管施設を整備すること
 - (2) 原木しいたけ生産者の経営安定対策
 - ① 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策を講じること
 - ② 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきこの原木等の処分に要する経費、きこの原木の確保と新規ホダ木造成に要する経費について、複数年度にわたる全面的な支援を行うこと
 - ③ 安全・安心な原木しいたけを市場に提供していくための全戸検査等、検査実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと
 - ④ 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきこの原木等の管理・処分方法を早期に提示すること
 - (3) 水産物被害等への対応
 - ① 沿岸地域の焼却施設は災害廃棄物処理等で処理能力に余裕がなく、出荷制限の対象となった水産物の処分が困難なことから、国において処分の受入先をあっせんするとともに、処分に要する経費について全面的な支援を行うこと
 - ② 検査実施に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと
 - (4) 風評被害の防止等
 - ① 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性の正確な情報提供やPR活動を行うこと
 - ② 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費の全面的な支援を行うこと
 - (5) 放射性物質の影響防止対策
 - ① 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術を早期に確立すること
 - ② 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算を確保すること

【経済産業省】

- 1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成（原資の提供、利子・保証料補給への助成（償還期間の猶予、償還減免））
- 2 小規模企業者等設備導入資金制度（設備資金貸付・設備貸与）の存続
- 3 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免）

- 4 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引き上げ）
- 5 東日本大震災復興緊急保証の適用期限（平成25年3月31日）の延長
- 6 被災した事業協同組合や中小企業グループ等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（本年度以降の予算措置、要件の緩和）
- 7 被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資の増額及び貸倒損失を補填する基金造成額の増額（基金本体からの損失補填を含め柔軟な対応）
- 8 岩手県産業復興相談センターの設置期間の延長
- 9 個々の小規模事業者を直接支援する補助制度の創設
- 10 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 11 事業協同組合や中小企業グループの復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 12 中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業の予算の確保
- 13 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 14 物流インフラ等の事業環境の整備支援（港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 15 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
 - (1) 事業所再建のために自治体が支出する補助金に対する財政措置
 - (2) 被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設
- 16 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
 - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
 - (2) 被災企業が作成する再建計画に基づく、主としてソフト部分に関する総合的な補助制度の創設
 - (3) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
 - (4) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
 - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
 - (6) 「産業再生特区」等の優遇策による産業集積への支援を強化
 - (7) 積極的な円高対策を講じること
- 17 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
 - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
 - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 18 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践を支援する補助制度の創設
 - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 19 輸出处工業製品や食品等の放射線量検査証明に係る企業等の負担軽減のための所要の措置及び国内外に向けた的確な情報発信の実施
- 20 貿易円滑化補助事業（輸出品放射線量検査事業）の充実強化及び補助対象検査機関への岩手県内機関の追加（追加公募の実施等）及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター等で実施する県内企業の放射性物質検査経費に対する支援
- 21 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

本年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定の期間や価格で電気事業者が買い取ることを義務付けているが、風力発電など出力が不安定な電力については、

電気事業者が買取を制限することが懸念されることから、系統接続の円滑化に向けた送変電設備の増強のための支援措置を講じること

- 22 出荷制限及び出荷自粛の対象となっていない地域で生産された原木しいたけについても、市場に出荷できない状況等にあることから、この地域に係る損害賠償についても、出荷制限及び出荷自粛の対象地域と同様の内容により賠償するよう、東京電力(株)に対して指導すること
- 23 農家等に対する損害賠償の確実な実施
 - (1) 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償が迅速かつ十分に行われるよう、東京電力(株)に対して指導すること
 - (2) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農家等の負担が生じることのないよう措置すること

【国土交通省】

- 1 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 2 被災者の生活の安定と住宅の再建等への支援
都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
- 3 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の復旧に向けた調査設計等に要する費用について、全額国庫負担等の全面的な財政支援
- 4 防潮堤や水門等の大規模施設の公共土木施設の災害復旧等について、設計変更等に係る要件緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の措置
- 5 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 6 下水道などの被災した地方公営企業に係る災害復旧事業及び復興事業に対する更なる財政支援
- 7 被災した下水道施設にかかる起債償還期間の延長
- 8 復興まちづくりの推進に向けた手続きの簡素化・要件の緩和
 - (1) 市街地整備に関する手続きの簡素化
防災集団移転事業等の復興整備事業を迅速に行うため国又は地方公共団体が行う開発を許可不要とする等の緩和措置
 - (2) 津波復興拠点整備事業の1市町村あたり対象地区数及び面積要件の緩和
 - (3) 防災集団移転促進事業における土地買取要件の緩和（移転促進区域内の土地の買取を従前の土地利用状況に関わらず補助すること）
- 9 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用、被災した鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用等に対する全面的な支援
- 10 被災地の復興が完了するまでの間、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業に対する全面的な財政措置
- 11 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の復旧・復興事業の許認可等の各種手続きの簡素化
- 12 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置
 - (1) 所有者不明土地を市町村管理とする特別措置
 - ・ 不明の土地所有者に代わって市町村が次のことを行うことができるよう期間を定め権限を付与すること
 - ①境界を確認し、同意すること
 - ②土地の使用を許可すること
 - ③復興事業等用地として譲渡契約を締結すること
 - ④不法投棄等の権利侵害に対し、排除を命じ、告発すること
 - ⑤管理保全のための境界標、困障、その他工作物を設置すること
 - ⑥譲渡の対価等土地から生じた果実は、基金等に繰り入れ適正に管理すること

- (2) 土地収用手続の迅速化等
 - ・ 事業認定に係る事前説明会などの手続きの簡素化、あるいは同等の事務を行ったものと認める見なし規定の創設
 - ・ 事業認定要件に関して「公共用地の取得に関する特別措置法」第7条の規定の準用、要件充足の審査については交付申請要件審査等の結果をもって判断すること
 - ・ 収用等手続きでは「公共用地の取得に関する特別措置法」の規定を準用し、復興に関する事業は特定公共事業と同じく取り扱うこと
- 13 復興事業としての社会資本整備等の促進
 - (1) 三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の着実な整備促進と県の復興計画期間である平成30年度までの全線開通
 - (2) 湾口防波堤及び静穏度確保のための防波堤等の港湾施設の復旧・整備
 - (3) 久慈湾湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤の前倒し完成の実現
 - (4) 市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどに対する全面的な財政措置
 - (5) 陸前高田市高田松原地区に国営メモリアル公園を整備すること
 - (6) 直轄事業を強力に推進するための体制強化
- 14 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置
 - (1) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
 - (2) 復興完了までの「復興枠」としての直轄事業の安定した予算の確保
 - (3) 被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資を図るとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げや補助対象の拡充等を行うこと
 - (4) 被災地域と内陸部の避難先や後方支援拠点基地等を結ぶ「復興支援道路」及び三陸沿岸地域の防災拠点へのアクセス道路等である「復興関連道路」の整備を、「社会資本整備総合交付金（復興）」で採択するとともに、「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を継続すること
 - (5) 港湾海岸の海岸保全施設及び港湾施設の新設について、「復興枠」の対象とすること
- 15 県及び被災市町村の震災復興関連計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化
- 16 特定利用斜面保全事業（急傾斜）の補助率の引上げ及び受益者負担金の免除
- 17 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和（保全人家戸数、事業費、がけ高等）及び受益者負担金の免除
- 18 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
- 19 JR山田線・大船渡線の復旧支援
 - (1) 東日本旅客鉄道株の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること
 - (2) 市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること
- 20 三陸鉄道の復旧支援
 - (1) 三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間、引き続き国庫補助を講じること
 - (2) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対し、財政支援措置を講じること
- 21 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充
- 22 放射性物質による風評を払拭し、被災県訪問に係る旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなどの所要の措置を実施
- 23 被災地域の観光復興に向けた取組を支援するため、被災地までの二次交通の整備など、誘客促進に向けた所要の措置を実施

- 24 放射性物質を含む汚泥や焼却灰等に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 25 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備
- 26 個人の二重債務解消に向けた支援
個人の住宅ローン等に係る二重債務問題について、早期解決に向けて積極的な支援を行うこと

【環境省】

- 1 災害廃棄物等の処理に対する支援
 - (1) 不燃系廃棄物の復興資材としての利用を進め、かかる利用ができないものについては埋立処分等が進むよう、技術的・財源的な支援を行うこと。
 - (2) 最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること
- 2 国立公園施設の早期復旧
 - (1) 直轄事業による事業対象地区の拡大
 - (2) 復旧整備における県・市町村への補助制度の創設
 - (3) 三陸復興国立公園（仮称）の早期実現
- 3 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ及び下水道既認可区域内であっても浄化槽整備事業が可能となる制度への見直し
- 4 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等
- 5 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理
 - (1) 指定廃棄物について
実効性のある具体的な措置及び詳細な処理スキームを明らかにすること
 - (2) 指定廃棄物以外について
 - ア 原子力災害事故後に処理方法の変更や排ガスなどのモニタリング実施が義務付けられたことにより新たに生じた費用について、全額国の負担とする財政措置を行うこと
 - イ 既存処理施設で処理が困難となっている 8 千 Bq/kg 以下の廃棄物について、早急に処理を進めるための手法を確立するとともに、必要な前処理施設や機器等の整備について、財政負担を含めた必要な措置を行うこと
 - ウ 市町村等の最終処分場について、維持管理基準の上乗せにより資材等費用負担が増加し、残余容量が当初計画よりも前倒しで減少していることから、資材等安定供給や費用負担、最終処分場の拡張や新設等への財政支援の強化を行うこと
 - エ 放射性物質により汚染され利用できなくなった農林業系副産物の処分について、焼却処理に向けた前処理や最終処分施設での処理に必要となる費用の支援措置を講ずること
 - オ 畦畔草などの野焼きについては、廃棄物処理法第 16 条の 2 第 3 号で例外に認められているが、放射性物質に汚染された畦畔草などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと
- 6 放射線の影響に係るリスクの明確化及び国民への周知
国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係るリスクを明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- 7 除染実施計画の審査の迅速な実施
放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村の除染実施計画について、策定時及び変更時の審査を迅速に実施すること
- 8 除染実施に係る国補助金の速やかな交付決定等
放射性物質汚染対処特別措置法に基づく国の補助金について、交付申請後速やかに交付

決定をするとともに、現地の状況を考慮し指令前着手を認めること

9 土壌及び公共用水域における放射性物質調査の実施

放射性物質による農林水産物への影響が広範囲に広がっていることから、国から出荷停止等の指示を受けた県の全域を対象として、国が土壌及び公共用水域（土壌、水質、底質等）の調査を実施すること

10 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

環境影響評価法施行令の改正に伴い、本年10月から1万キロワット以上の風力発電所の設置事業については、環境影響評価法の対象事業（第1種事業）に追加されることとなっている。再生可能エネルギーの導入を震災復興の核と位置付け、風力発電の導入を大きな柱としている本県では、この環境影響評価法によるアセスメント（法アセス）の実施により、手続きに長期間を要することなど風力発電導入の障害となることが懸念されることから、被災地の復旧・復興を早急に進める措置として、一定の期間、風力発電所設置に関して法アセスの適用を延期すること

11 原子力発電所事故由来の放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた減容化などの前処理を併せて行う保管施設を整備すること